

【危機管理室】

No.	用語	解説
* 1	大阪府地域防災計画	<p>地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画です。大阪府では、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、府の地域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、府、市町村、関係機関等が処理すべき事務又は業務を定めており、市町村も府の計画と整合して、計画の策定や修正を行い、対策を進めます。</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/sinhigaisoutei/index.html</p>
* 2	自主防災組織	<p>自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、府内には、自治会、町内会や小学校区などを単位として、約 2,500 団体があります（平成 27 年 4 月 1 日現在）。平常時には、主に防災に対する心構えの普及啓発や避難訓練等を実施するほか、災害時には、避難を率先誘導するとともに避難所運営の主役となること等が期待されています。</p>
* 3	大阪府石油コンビナート等防災計画	<p>大阪府石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第 31 条に基づき、同法の規定により指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区及び岬地区）に係る災害の未然防止と拡大防止のため、防災関係機関、特定事業所等の処理すべき事項や業務等を明確にし、災害の予防対策や応急活動等必要な事項を定めた計画です。</p> <p>(参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/bousaikeikaku/index.html</p>
* 4	帰宅困難者支援対策	<p>東日本大震災に伴う首都圏における大量の帰宅困難者発生の教訓を踏まえ、大阪府では、南海トラフ巨大地震等を想定し、発災時の安全、円滑な帰宅困難者支援対策確立に向け、発災直後の「一斉帰宅の抑制」、「ターミナルでの混乱防止」、災害が落ち着いた段階での、「帰宅支援」方法等について検討を進めています。</p>

No.	用語	解説
*5	避難行動要支援者	避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を言います（災害対策基本法第 49 条の 10）。高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の要件は、各市町村の地域防災計画において定められています。
*6	業務継続計画	大災害により府の職員や庁舎が被害を受けた場合でも、災害時に対応した応急対策業務を遂行するとともに、府民生活や事業活動に不可欠な業務について、中断しない、あるいは中断しても可能な限り短時間で復旧・再開することを目的に、業務継続の手順や業務資源の確保対策等を内容とした府庁業務継続計画（府庁 B C P）を策定しています。
*7	大阪府防災情報システム（O-DIS）	平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時に被害の状況を迅速に把握し、的確な応急対策を実施するため、防災行政無線のネットワークを利用し、市町村からの報告や気象情報、観測情報、被害情報を収集及び情報の共有を図るシステム。災害対策本部等での意思決定に活用します。

【青少年・地域安全室】

No.	用語	解説
*8	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	性犯罪・性暴力被害者に対し被害直後からの総合的支援を行うため、平成 22 年 4 月に NPO 法人によって大阪府松原市の阪南中央病院内に開設された全国初の病院拠点型のワンストップ支援センター。365 日 24 時間体制の電話相談、医療ケアをはじめ、当事者自身の選択と決定により、支援員によるカウンセリング、弁護士相談、証拠物の採取・保管、警察への通報等の支援を受けることができます。

No.	用語	解説
* 9	地域安全センター	子どもの見まもり活動、青少年の非行防止活動等の地域安全活動に携わるボランティアのネットワーク化を図り、学校、行政、警察、地域が連携した取組を推進するための、地域の防犯ボランティアの活動拠点です。
* 10	青色防犯パトロール	青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールのことをいいます。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができます。
* 11	大阪府の 地域安全センター設置補助制度	地域安全センターの設置及び開設時における事務用品購入費を補助し、地域安全センターを府内全校区に設置することで地域コミュニティの活性化を図り、地域が主体となった防犯活動を支援します。(設置費用の2分の1以内、上限5万円)
* 12	大阪府の 防犯カメラ設置補助制度	小学校の登下校時における子どもを狙った犯罪の抑止、地域における子どもの見まもり活動を補完し、子どもの安全確保を図るため、通学路への防犯カメラ設置補助を創設する市町村を支援します。(防犯カメラ整備費の2分の1以内、上限10万円)
* 13	大阪府子ども総合計画	大阪府子ども条例、大阪府青少年健全育成条例、子ども・若者育成支援推進法等に基づき策定した計画。計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間。本計画に掲げた目標の実現に向け、平成31年度までの5年間で取り組むべき具体的な施策等をまとめた事業計画(前期計画)も策定しています。
* 14	子ども・若者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められています。このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体が単独で、又は共同で設置するものです。(子ども・若者育成支援推進法第19条第1項)
* 15	OSAKA スマホサミット	各地域における青少年のネットリテラシー向上に向けた取組を充実させる契機とするため、青少年自身が約半年間かけて作り上げた啓発動画や各学校での先進事例の発表等、青少年と保護者が適切なスマートフォン利用を一緒に考える取組です。(参考URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/nettaisaku/index.html